三田市告示第209号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の2及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市収納対策課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年10月30日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

送達を受けるべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名(名称)

公示送達書

令和8年10月30日

兵庫県三田市長　　田村　克也

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名（名称）
帳票	納税義務者
差押調書（謄本）	成田　一貴